

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課）……	1
○ 漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則（水産課）……	1
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示	
○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程 ……	2
但馬海区漁業調整委員会告示	
○ 但馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程 ……	3
兵庫県内水面漁場管理委員会告示	
○ 兵庫県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程 ……	5

公布された法令のあらまし

- 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）**
本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、知事が選挙管理委員会に対し本人確認情報を提供することができる事務から、海区漁業調整委員会の委員の候補者の立候補の届出に関する事務が削除されること等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則（規則第50号）**
漁業法及び漁業法施行令の一部改正に伴い、これらの法令の引用条文を改めることとした。

規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第49号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の2の項事務の欄(1)中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改める。

別表第3の9の項中「（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。



漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第50号

漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則

漁業監督吏員の資格を定める規則（平成12年兵庫県規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「第74条第1項」を「第128条第1項」に改め、本則第3号中「第30条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成7年兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号）の全部を次のように改正する。

令和2年11月30日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 田 沼 政 男

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程

（趣旨）

第1条 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

（会議上の拘束）

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

（期日、案件の公示）

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- (1) 県の公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

（意見の聴取の期日の変更）

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の

期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについて正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- (3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会において出席委員の3分の2以上の議決によって行う。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

但馬海区漁業調整委員会告示

但馬海区漁業調整委員会告示第1号

但馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程(平成7年但馬海区漁業調整委員会告示第1号)の全部を次のように改正する。

令和2年11月30日

但馬海区漁業調整委員会
会長 川 越 一 男

但馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第1条 但馬海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第86条第1項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項(これらの規定を法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- (1) 県の公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出席した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調査及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調査書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所

- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについて正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項
- 2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- (3) 前号の意見についての理由
- （意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）
- 第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。
- 2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。
- （意見の聴取の再開）
- 第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。
- （規程の改正）
- 第13条 この規程の改正は、委員会において出席委員の3分の2以上の議決によって行う。
- 附 則
- この告示は、令和2年12月1日から施行する。

兵庫県内水面漁場管理委員会告示

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第2号

兵庫県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（平成7年兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号）の全部を次のように改正する。

令和2年11月30日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤 敬三

兵庫県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程

（趣旨）

第1条 兵庫県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第171条第4項で規定されている法第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

（会議上の拘束）

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- (1) 県の公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものと同みなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについて正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることと

なる参加人の主張

(2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

(3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会において出席委員の3分の2以上の議決によって行う。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。